

マイナンバー既提出者用

2023年 月 日

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金 所得判定に係る必要事項確認書

この1年間で「税の更正」が発生した世帯はこれとは別に事務室まで電話連絡して下さい。

学年/組/番号	年 組 番
生徒氏名	

既にご提出いただいたマイナンバーを利用して、大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金(以下「専攻科支援金」という。)の2023年7月以降の所得判定を行うにあたり、以下の3点を確認する必要があります。つきましては、以下の【確認事項】に御記入願います。

(1)現在の専攻科支援金の支給額の判断基準となる者(父母)に変更がないか ※裏面【参考1】を参照
 (2)本年度の課税地(2023年1月1日時点の住所地) ※裏面【参考2】を参照
 (3)住民税の申告をしているか

【確認事項】 該当する項目の□にチェック☑を入れてください。

<問1> 専攻科支援金の支給額の判断基準となる者(父母等)に変更はありませんか。

※ひとり親であった生徒の父又は母が再婚した場合、再婚相手の方も支給額の判断基準となります。

※変更について、既に学校に申出済の場合は「変更なし」を選択してください。

どちらかにチェック☑

<input type="checkbox"/>	変更なし
<input type="checkbox"/>	変更あり

⇒問2へ

「変更あり」とは、離婚、再婚、死別等により保護者の人数が変わった場合を想定しています。保護者が転職したり障害を持つことになった場合などは「変更なし」に☑して下さい。

⇒学校(会計課)に連絡のうえ、別途「収入状況届出書」等の必要書類を提出してください。

★変更理由は? : 離婚 婚姻 死別 その他 ()

引越をした人は要注意!!

<問2> 専攻科支援金の支給額の判断基準となる者(父母等)の

2022年1月1日時点と2023年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)は同じですか。

どちらかにチェック☑

<input type="checkbox"/>	同じです
<input type="checkbox"/>	同じではありません

⇒問4へ

⇒問3へ

<問3> 問2で「同じではありません」にチェックを入れた方は、以下の項目を記入してください。⇒記入後、問4へ

No.	課税地等が変更となる 生計維持者の氏名	生徒との続柄	2022年1月1日時点の住所地 (令和4年度の課税地)	2023年1月1日時点の住所地 (令和5年度の課税地)
1	(ふりがな)		都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
			<input type="checkbox"/> 国外	<input type="checkbox"/> 国外
2	(ふりがな)		都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
			<input type="checkbox"/> 国外	<input type="checkbox"/> 国外

※1月1日時点で日本国内に住所を有しない場合は、「国外」にチェック☑してください。

<問4> 専攻科支援金の支給額の判断基準となる者(父母)について、令和5年度分(令和4年所得分)の住民税の申告は行っていますか。

※申告しているかわからない場合は、市役所の住民税担当窓口へお問い合わせください。

※マイナンバーを利用し、審査に必要な税額情報が取得できない場合、別途、必要書類の提出を求める場合があります。

※住民税の申告を行わず、税額情報が確定しない場合は支給できません。

どちらかにチェック☑

<input type="checkbox"/>	申告済です
<input type="checkbox"/>	申告していません

⇒「会社勤めの人」や「会社勤めを人の配偶者で配偶者控除対象となっている人」は、「申告済みです」に☑して下さい。「自営業」の方で申告がまだの方は、速やかに申告し「申告済みです」に☑して提出して下さい。

⇒速やかに住民税の申告を行ってください。
 なお、支給決定が遅れる場合があります。

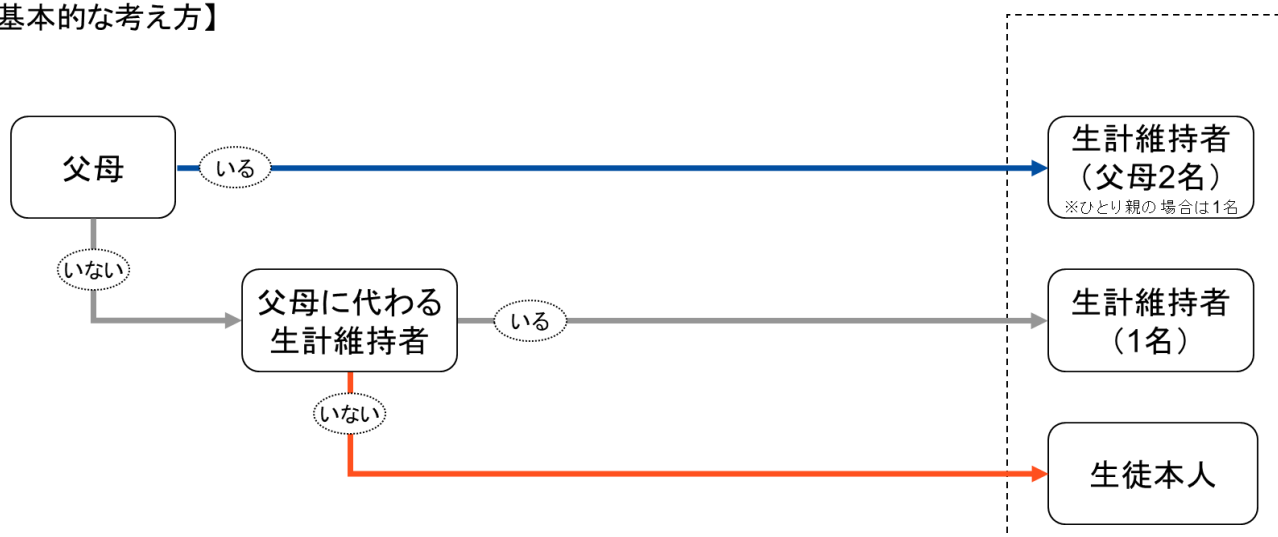
専
7-3

<input type="checkbox"/>	2023年度1月1日時点で国外居住です
--------------------------	---------------------

※父母の一方又は全員が2023年1月1日時点で国外居住の場合はこちらにもチェック☑してください。

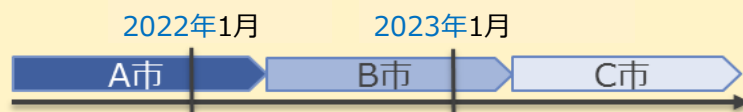
【参考1】支給額の判断基準となる者

【基本的な考え方】



【参考2】課税地について

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）



2022年7月～2023年6月に申請する場合の課税地→A市（2022年1月1日時点の住所）

2023年7月～2024年6月に申請する場合の課税地→B市（2023年1月1日時点の住所）

※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。